

第7章 提言と要望—考え得る対応策—

当検証会議の提言と要望については、平成20年9月8日に公表した「中間とりまとめ」の中でも、関係機関で早急に対応すべき課題を記載した。その中には、その後、対応する措置がとられつつあるものもある。この最終報告では、そうした事項も含めた全体的な事柄について、第5章において、ゆりかごから見える諸課題の整理を行った。そのうえで、第6章のゆりかごの評価も踏まえ、議論し、現時点で考え得る提言・要望事項を整理した。ここに記した提言・要望事項については、詳細を詰めきれていない事項も含まれているが、ゆりかごの個別事例の分析を基に導き出したものであり、関係機関にはその重さを受け止めていただくことを願っている。

1. 慈恵病院・熊本県・熊本市に対する要望

① 三者の連携した対応、遺留品などの保存と管理の徹底

- 慈恵病院、熊本県、熊本市の三者には、ゆりかごの運用や子どもへの対応において、今後とも十分連携をとりながら、適切な対応に努められることを望みたい。
 - ア. 慈恵病院、熊本県、熊本市の三者の定期的な連絡会を開催し、課題の整理や情報の共有を図ることが必要である。
 - イ. ゆりかご事例の情報や遺留品については、子どもの出自にかかる大切な資料であり、慈恵病院、熊本県において、その保存と引き継ぎ、管理にあたっては、散逸することのないよう十分な体制を確保することが必要である。この点に関しては、マニュアルが定められているが、児童相談所を中心に、引き続き適切な対応をすることが必要である。

② ゆりかごの運用にかかる改善と工夫

- 慈恵病院には、ゆりかごの運用において、熊本県や熊本市など関係機関と十分連携をとりながら、母子の安全確保ができるよう、万全の対応に努められるよう望みたい。
 - ア. 自宅出産の後に新生児を預け入れにくる事例が見られるが、こうした行為は極めて危険であり、慈恵病院において、このことをホームページなどで強く注意喚起することが必要である。
 - イ. 慈恵病院において、ゆりかご利用にあたって、親の手がかりや子どもに関する情報ができるだけ多く残されるように、施設の運用面における改善と工夫をすることが必要である。

- ウ. 慈恵病院において、ゆりかごの利用にあたって、子どもの年齢を新生児に限定するなど制限を明確にして、対外的な周知を徹底することを検討することが必要である。
- エ. 慈恵病院において、ゆりかご施設を移転する構想があるが、その際にも、母子の安全確保をはじめ十分な配慮をすることが必要である。
- オ. 慈恵病院、熊本県、熊本市において、ゆりかごに預け入れられた子どもは、児童相談所の対応となり、調査の対象となることを明確にすることが必要である。
- カ. ゆりかごに関する利用状況など情報の管理については、慈恵病院、熊本県、熊本市、関係機関において、個人情報の保護に配慮し、常に遺漏のない取扱いをすることが必要である。

③ 子どもの最善の利益を考えた援助

- 関係機関には、子どもの援助にあたって、子どもの最善の利益を第一に対応されるよう望みたい。
 - ア. ゆりかごに預け入れられた子どものケース記録などについて、熊本県において、保存・管理を徹底する必要がある。同時に、データベース化することにより、今後の改善に役立てる努力も必要である。
 - イ. ゆりかごに預け入れられた子どもの援助等に関しては、平成22年4月に熊本市児童相談所が設置され同相談所の対応となることから、熊本県において、熊本市へのゆりかご事例の引き継ぎを適切に行うことが必要である。

④ ゆりかごの運用状況の検証と公表の継続

- 熊本市には、ゆりかごの運用状況について、今後とも専門家による検証を継続し、子どもの安全が確保される適切な運用がなされるよう望みたい。
 - ア. 熊本市において、今後とも短期的な検証の実施を継続するとともに、検証結果とゆりかごの利用状況の公表を継続されるよう望みたい。なお、利用状況の公表については、いつまでどのような形で続けていくのかを検討することが必要である。
 - イ. 熊本市において、平成22年4月以降、ゆりかご事例を対象として中期的観点からの検証を実施することが必要である。その際、熊本県とも十分な連携をとりながら対応していくことが必要である。

2. 国に対する提言と要望

ゆりかごの問題については、現状では広域的な利用がなされていること、今後全国に広がっていく可能性も否定できないことなどを踏まえれば、国も関与して対応していくことが不可欠と考えている。

最終報告の内容は、ゆりかごの利用実態を基に整理したものであり、国においても真摯に受け止めさせていただくことを願っている。特に、提言と要望については、国においても至急検討のうえ、必要な措置が取られるよう望むものである。

① 全国の児童家庭相談体制の充実と周知

○ ゆりかごの利用状況と慈恵病院での相談対応実績を踏まえて、国には、児童家庭相談に関する公的な相談体制の充実を図られることを望みたい。

ア. 児童相談所など公的相談においては、まず匿名でも積極的に応じること、妊娠中の相談にも応じることなどを、改めて周知徹底することが必要である。

イ. 妊娠・出産時に特有の課題や保護者の心理に沿った援助の技能を高めるため、相談窓口の担当者に対する研修制度の創設、充実を検討することが必要である。

ウ. 妊娠・出産・養育に関する相談について、誰にでも分かりやすく、かつ緊急の対応ができる相談窓口を全国に設置することが必要である。全国統一の電話番号により最寄りの相談機関にアクセスしやすい仕組みの導入が図られたが、さらにアクセスしやすい仕組み等について検討し、周知を図ることが必要である。

エ. 子どもの権利の観点からできるだけ多くの情報の収集が可能となるよう、児童相談所に調査権を付与するなど、制度の改善を検討することが必要である。

② 妊娠期からの相談体制や緊急対応を含めた総合的な体制の整備

○ 妊娠期からの子育て支援については、相談体制や緊急事態への対応を含めたトータルな整備が必要であり、国においては、以下のような制度の創設や改正、運用改善について検討されたい。

ア. 妊娠・出産対応のシェルターの整備を検討することが必要である。

周囲に知られていない妊娠・出産について相談し、場合によっては、匿名のまま母子の保護ができる、「安全が確保された入院・一時保護機能を備えた相談対応とセットになったシェルター」を全国に一定か所設置することが必要である⁽¹⁶¹⁾。

なお、自ら育てられない場合、母親のもとから子どもを養子縁組に出せる機能

⁽¹⁶¹⁾ 母子の身体的な危険性を考慮すると、比較的身近で対応できるように、各都道府県に1か所程度設置した方がよいと考えられる。

を持った施設とすることも考えられる。

イ. 児童家庭支援センターの医療機関への付置を促進することが必要である。

平成21年度から児童家庭支援センターの施設付置要件が削除されており、入院機能のついた産婦人科病院等に付置することを促進し、周知を図ることが必要である。

ウ. ハイリスク家庭・特定妊婦の通告制度の導入を検討することが必要である。

相談歴のある家庭、若年出産後に何度も出産を繰り返す事例などのハイリスク家庭や、出産後の養育について出産前の支援が特に必要な特定妊婦について、産科等の医療機関で把握した場合に児童相談所・福祉事務所へ通告する制度と、医療機関から市町村の保健・福祉部署（要保護児童対策地域協議会を含む）に情報提供を義務づける制度を全国的に導入することを検討することが必要である。

エ. 医療機関から市町村への妊娠届および出産届出制度の導入を検討することが必要である。

妊婦および生まれた子どもを全数把握して、必要なケースに早期の支援を行うため、妊娠と子どもの出生について、親が市町村に出生届を出すこと等とは別に、医療機関および助産所などの出産機関からすべての妊娠・出産を市町村の保健所に届ける制度の導入を検討することが必要である。

ただし、制度の検討にあたっては、こうした制度が医療機関受診に抑制的に機能する可能性があること等に留意する必要がある。

オ. 母子健康手帳制度の改正、運用の改善をすることが必要である。

母子健康手帳の配布窓口と保健師との連携を図るとともに、思いがけない妊娠等で市町村窓口に行くことをためらう妊婦に対して母子健康手帳等の配布と相談をセットで行う（妊娠届出時のカウンセリングの整備）ことができるよう、母子健康手帳制度の改正、運用の改善を図ることが必要である。

カ. 妊娠・出産に関する経済的支援を充実することが必要である。また、子どもの貧困が、妊娠・出産・子どもの福祉に与える影響に関する考察と検討が必要である。

妊婦健診や出産費用など経済的支援の充実を図るために、妊娠・出産にまつわる経済的問題に対応できるように、既存の助産制度の改善を検討することが必要である。

また、子どもの貧困が妊娠・出産にどのような影響を与えるのかなどに関して検討し、支援策を考えていく必要がある。

キ. 周産期医療機関へのソーシャルワーカー等を配置することが必要である。

産科や小児科に、妊娠・出産にまつわる相談に応じるカウンセラーと支援を調整するソーシャルワーカーの配置の義務づけが必要である。また、障がい児が生まれた場合の障がい告知後の保護者の精神的混乱への対応について、体制の整備をする必要がある。さらに、保護者等の疲れや悩みにも対応していくため、地域への対応に結びつけていく仕組みやフォローアップ体制を確立する必要がある。

ク. 周産期医療機関の専門職に対して、児童福祉制度や子どもの権利に関する研修の受講を義務付けることが必要である。

産科医、小児科医、周産期医療に関わる看護師や助産師などは、児童福祉制度や子どもの権利に関する知識や理解をより深めることが必要であり、研修の受講を義務化して、周産期医療機関の条件とすることを検討する必要がある。

ケ. 妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の設置を検討することが必要である。

妊娠・出産に係る相談業務の支援、母子保健機関や児童相談所間の情報の共有と調整、技能の向上を図り、どの地域でも実践できる技能が持てるようになるため、例えば、妊娠・出産・親子の保護にかかる連携の拠点となるナショナルセンターの機能を持つ組織の創設を検討することが必要である。そのうえで、同センターにおいて、ゆりかご事例のケース移管の手続きなど、広域にまたがる事柄について、ルール化を図ることが必要である。

③ 里親制度の充実と特別養子縁組制度の充実

○ 里親制度や特別養子縁組制度については、一般には十分知られていないことから、国には、その普及に努めるとともに、制度の見直し、拡充などさらなる充実を検討されたい。

ア. 里親手当の充実、専門里親の充実を検討する必要がある。

里親制度の普及と里親登録者の拡大のため、職業としても成立するよう手当の充実に努めるとともに、障がいのある子どもの里親を増員する意味からも、専門里親の登録と委託を促進するための方策を検討することが必要である。また、養育する子どもの数の制限の見直しを検討することが必要である。

イ. 親族里親の柔軟な活用を図ることが必要である。

親族里親については、死亡や行方不明、拘禁等により親からの養育が受けられない場合など要件が限られているが、ゆりかご事例では親族が養育するようになった事例もあったことから、親族里親のあり方を検討するとともに、幅広い活用を考えていく必要がある。

ウ. 養子縁組希望里親への新生児委託の推進を図ることが必要である。

子どもの最善の利益を図る観点から、養子縁組希望里親に対する新生児委託や乳児の早期からの委託の促進を図ることが必要である。なお、その際には、里親・特別養子縁組希望者のための相談機能を充実させるとともに、里親子や養親子のサロンまたはピアカウンセリングその他の支援を併せて行うことが重要である。

エ. 特別養子縁組制度の総括と評価をする必要がある。

特別養子縁組制度については、制度創設から20年を経過しており、これまでの実態を踏まえて、あっせん事業のあり方や手続き、認容の要件（例えば、一定期間、保護者の現れない場合の対応）などを含めて、制度の総括と評価をするこ

とが必要である。

オ. 特別養子縁組制度の周知を図ることが必要である。

特別養子縁組制度の周知のため、中学校や高等学校の授業に組み込むことを検討することが必要である。また、現在、医学部や看護学部の授業においても里親や養子縁組制度を学習していないことから、学習を義務付けることを検討することが必要である⁽¹⁶²⁾。

④ 若者への命を大切にする教育の徹底

- 学校において、機会をとらえて、若者に対して、命を大切にする教育や性教育を積極的に進めていくことが望まれる。また、すべての若者に対して、機会をとらえて、社会全体で、命を大切にする気持ちを醸成するような啓発を行っていくことが重要である。

ア. 学校において公的な相談窓口の周知を図る必要がある。

学校現場を通じて、妊娠・出産に関する公的な相談窓口の情報が伝わりにくいう状況があることから、妊娠した若者に対して相談機関があるという情報が到達する対策として、学校を通じて相談先のカードを配布するなど、公的な相談窓口の周知を図ることが必要である。

イ. 教科書の記述の充実を図る必要がある。

中学校、高等学校の保健体育、家庭科等の教科書に、妊娠・出産、子ども・子育て、児童福祉にまつわる記述を充実することが必要である。

⑤ ゆりかご問題への国との関与

- ゆりかごについては、全国にまたがる広域的な問題であることから、本検証会議の検証結果を受けて、国においても、改めて、法制度上の課題の整理やゆりかごが与える影響などについて、調査研究を行うことを検討することが必要である。

ア. 児童福祉に係る審議会等においてゆりかごの法制度面での問題等を検討することが必要である。

当検証会議でゆりかごをめぐる諸課題の整理を行ったが、日本におけるゆりかごの法制度面での位置づけなど、国において、児童福祉に係る審議会などの場で改めて議論することが必要である。

特に、ゆりかごの問題を契機として、生まれてからの児童の福祉や児童虐待防止を図る「児童福祉法」や「児童の虐待防止等に関する法律」と、妊娠・出産をはじめ母子の健康を目的とする「母子保健法」の理念や体系との間に、切れ目があることが明らかになりつつある。今後、思いがけない妊娠や出産への対応と周産期の支援体制の整備において、切れ目のない支援ができるような法体系のあり

⁽¹⁶²⁾ 欧米の小児科の教科書には載っているが、日本の教科書には記載されていない。

方も含めた検討が必要である。

イ. ゆりかごが与える影響などについて調査研究を行うことが必要である。

ゆりかごの設置・運用が社会に与える影響については、長期的に分析を行う必要があることから、棄児、嬰児殺、母子心中の動向など統計データの推移を踏まえて、国において、調査研究がなされることが必要である。

3. 全国の行政・関係機関に対する要望

① 社会調査に対する理解と協力、ゆりかご事例の検証

- ア. 全国児童相談所や医療機関などには、ゆりかご事例について、熊本県中央児童相談所から社会調査などの問い合わせがあった場合には、子どもの最善の利益を図るために協力することが必要である。
- イ. 親元の居住地の児童相談所が関わっていたにもかかわらず、その後ゆりかごに子どもを預け入れた事例があった。これらの事例については、当該児童相談所などで、徹底した検証を行い、その結果を対外的に情報発信し、問題点を改善することが必要である。

② 手厚い援助が求められる事例等への対応の強化

- ア. 全国児童相談所には、匿名であっても、妊娠中から出産・養育相談があった場合、手厚い援助が必要なケースとして、万全の対応をしていくことが必要である。
- イ. 全国児童相談所には、子どもが児童養護施設などに入所している家庭については、そのきょうだいへの見守りや母親が妊娠した場合の見守りなど、的確に対応していくことが必要である。
- ウ. 全国市町村や地域の要保護児童対策地域協議会の構成機関には、地域での支援が必要と判断されるケースについては、妊娠の時期からの見守りを強化することが必要である。子どもや子育て家庭での異常に対して、地域での気づきと発見の網の目をつくることが必要である。
- エ. 全国市町村には、出産後に医療機関などから市町村に情報提供があった場合、早期の家庭訪問の実施を行うなど、地域における見守り体制の強化を図ることが必要である。
- オ. 全国福祉事務所には、生活困窮を要因とするゆりかご事例も見られたことから、出産や養育に悩みがあるケースに対応する場合、母子保健などを含めた総合的な視点で対応していくことが必要である。

③ 全国医療機関等での関わりと対応の強化

- ア. 全国周産期医療機関には、妊娠の時期からリスクが高いと判断されるケースについては、母子に対する適切な支援を行うとともに、市町村などに対して早期に的確な情報提供をすることが必要である。
- イ. 全国周産期医療機関には、妊娠・出産・養育に係る相談については、相談者が居住している地域では相談しづらい状況があることから、そうした相談に対応できるよう、また、母子保健などの緊急対応ができるよう、広域の周産期医療機関

の全国ネットワークをつくっていくことが必要である。

- ウ. 全国の医療機関および医師会、学会等には、ゆりかごの問題が思いがけない妊娠への対応にかかる問題であることを踏まえて、改めて、この問題に関する議論をされることが望まれる。

④ 警察における情報の収集

- ア. 警察には、ゆりかごに預け入れられた子どもの親を知る権利を保障し、子どもがその後、安定した生活を続けていくために、犯罪捜査の観点とは切り離し、親の情報を収集する警察の捜査体制の創設を検討することが必要である。

4. マスメディア関係者に対する要望

① 子どもに配慮した報道

- ア. ゆりかご構想が明らかになって以来、ゆりかごに関連する問題が頻繁にマスメディアに取り上げられ、社会的養護が必要な子どもたちへの社会的关心が高まった。マスメディア関係者には、ゆりかごに預け入れられた子どもたちの人権とプライバシーが守られるよう配慮を願うとともに、子どもたちがその後、歩まなければならぬ人生と生活にも配慮した報道を願いたい。

② ゆりかごから明らかになった課題等に関する報道

- ア. ゆりかごの設置・運用に伴い明らかになった課題等について、機会をとらえて社会に訴えかけるための報道を願いたい。
- イ. ゆりかごに子どもが預け入れられた以降の公的な対応を含めて、ゆりかごの仕組みや社会的養護に関する制度の周知、啓発に関して、積極的に報道されることについて、理解と協力を願いたい。

5. 地域社会に対する要望

- ア. 今後、ゆりかごに預け入れる事例を生み出さないためにも、地域全体で子育て力を取り戻し、子育て家庭を地域社会全体で支える環境をつくっていくよう、すべての人々が努力していくことが望まれる。同時に、地域社会において、子育て家庭を温かく見守っていくことが望まれる。
- イ. 妊娠・出産・子育ての問題は、女性（母親）だけの問題ではなく、男性（父親）の問題でもあることを認識し、かつ、妊娠・出産・子育てが社会全体の問題でもあるとの認識を醸成していくことが望まれる。

ウ. ゆりかごに関連した情報は、報道を通じてだけでなく、インターネットをはじめ様々な媒体によって発信されているが、公式ホームページ以外では、ゆりかごの匿名性の取扱いや仕組み、預け入れられた子どものその後の対応に関して、必ずしもすべてが正確な情報とは限らないということに、十分留意し、受け止める必要がある。